

平成 29 年度 第 1 回 大田区子ども・子育て会議（議事要旨）

日時：平成 29 年 6 月 22 日 19 時 00 分から 20 時 40 分まで

場所：消費者生活センター 2 階 大集会室

出席委員：澁谷委員、西川委員、池上委員、江尻委員、加藤委員、菊地委員、齋藤委員、内山委員、
広瀬委員、平石委員、石垣委員、園田委員、広川委員、渡司委員

以上 14 名出席

区側出席者：後藤こども家庭部長、浜口子育て支援課長、柳沢児童相談所開設準備担当課長、曾根こども家庭部副参事(放課後居場所づくり担当)、堀江子ども家庭支援センター所長、白根保育サービス課長、間保育サービス推進担当課長、近藤こども家庭部副参事(保育基盤整備担当)、石川子ども生活応援担当課長、澤障害福祉サービス推進担当課長、佐々木健康づくり課長、森岡教育総務課長、増田幼児教育センター所長 以上 13 名出席

傍聴者：4 名

1 開会

【事務局】 ただいまより「平成 29 年度 第 1 回大田区子ども・子育て会議」を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、会長選出まで進行役を務めさせていただきます、子育て支援課長の浜口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議は、議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承願います。議事要旨は（区のホームページで）公開する予定です。

はじめに平成 29 年度第 1 回子ども・子育て会議の開催にあたりまして、こども家庭部長後藤よりご挨拶を申し上げます。

2 部長挨拶

【こども家庭部長】 皆さん今晚は。こども家庭部長の後藤でございます。今年は、あまり梅雨らしくない天気が続いていまして、水不足が心配しているところです。蒸し暑い日が続いています。

委員の皆さまにおかれましては、夜分の本当に忙しい中、本会にご出席賜りありがとうございます。大田区子ども・子育て会議ですが、子ども子育て支援法に基づき区長の附属機関として設置されているものでございます。今回新しく委嘱された委員もいらっしゃいますが、子ども・子育て会議の役割については、後ほどあらためて説明させていただきます。平成 27 年 3 月に、お手元にお持ちの方もいらっしゃいますが、「おおた子ども・子育てかがやきプラン」を策定しました。このかがやきプランの中では、「未来を担う子どもを育み子育てをみんなで支えるまちにします」という基本理念を掲げております。現在、区は待機児童対策をはじめ、全ての子育て家庭に対する支援の取組みを地域の皆さまやあるいは関係機関皆さまと進めて

いるところでございます。また、法改正が行われ、児童相談所設置という新たな課題に取り組んでいます。委員の皆さまには、今後会議の中で様々な立場で専門的見地からご意見や質問をいただければ幸いです。本日は、どうぞ宜しくお願い致します。

3 委員自己紹介

【事務局】 ありがとうございます。ここで、委員の皆さまに「大田区子ども・子育て会議委員」の委嘱をさせていただきます。本来なら、お一人お一人に委嘱状を手渡しするところですが、今回は略式で机上にご用意させていただきました。任期は平成31年3月31日までとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは次第に従いまして、進めさせていただきます。本年度、第1回目の子ども・子育て会議になりますので、委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと存じます。机上に配布しております委員名簿順にマイクをお回しいたします。それでは、澁谷委員からお願いいたします。

(委員自己紹介)

事務局として出席しております、課長級を紹介させていただきます。

(事務局自己紹介)

次にお手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

4 「大田区子ども・子育て会議条例」「大田区子ども・子育て会議条例施行規則」の説明

【事務局】 それでは、続きまして次第4「大田区子ども・子育て会議条例」及び「大田区子ども・子育て会議条例施行規則」の概略を説明させていただきます。

資料2「大田区子ども・子育て会議条例」及び資料3「同条例施行規則」をご覧ください。「大田区子ども・子育て会議条例」では、第1条 設置につきましては、「子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項」の規定に基づき、区長の附属機関として設置されております。第2条 所掌事項につきましては、「子ども・子育て支援法第77条第1項の各号に掲げるもの」となっております。こちらは、保育園・幼稚園利用定員に関する意見聴取、小規模保育所等の特定地域型保育事業の利用定員に関する意見聴取、子ども・子育て事業計画に関する意見聴取、計画の施策推進に関する調査審議でございます。その他に条例では、1項1号で区民及び関係団体との連携協働による子育て施策に関する事項、2号で前項に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項となっております。第3条 組織につきましては、委員15名以内となっております。第4条 委員の任期は2年以内とし再任を妨げないとしています。また、第5条 会長副会長につきましては、委員の互選により選出するという規定となっております。

続きまして、施行規則をご覧ください。第2条に委員の構成が規定されています。学識経験者、区民、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、関係団体、区議会議員という選出の枠組みを決めてございます。条例及び条例施行規則に関する説明は以上でございます。

5 「おおた子ども・子育てかがやきプラン」の概要説明

【事務局】 続きまして、次第5「おおた子ども・子育てかがやきプラン」について説明いたします。

お手元の冊子により説明いたします。表紙をご覧ください。大田区子ども・子育て支援事業計画と第3期大田区次世代育成支援行動計画の性格を合わせ持った計画となっています。7頁から36頁までは、出生人口をはじめ子ども・子育てをとりまく現状を記載しています。7頁をご覧ください。大田区の人口推移の表があります。平成26年1月1日現在701,416人ですが、平成29年1月1日は717,295人と大田区の人口は伸びていることがおわかりになります。8頁の出生人口で平成25年度は5,740人とあります。平成28年1月は5,835人、平成29年1月は5,708人と出生自体は横ばいという状況です。9頁をご覧ください。就学前の人口ですが平成26年が32,680人とあります。平成28年1月1日は33,316人、平成29年1月1日は33,426人となっており、今のところ微増というところです。加えて11頁以降では子育てをとりまく現状として「保育施設の現状や事業者の推移」を記載しています。22頁からこのプランを作るにあたりまして、平成25年にニーズ調査を実施しています。アンケートの一部を載せています。計画の内容について48頁をご覧ください。基本理念に「未来を担う子どもを育み子育てをみんなで支えるまちにします」を大きな基本理念にしています。その中に、基本目標として、「地域における子育て支援体制を充実します」「子どもと子育ての両立を支援します」「親と子どもの健康の確保及び増進を図ります」「子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します」「子育てにやさしいまちをつくります」「特に支障を必要とする子どもと家庭をサポートします」と、6つの基本目標と設定しています。この各々の基本目標の下に個別の目標として21の個別目標を実現するため具体的計画があります。具体的な個別施策として187で構成されています。この表の見方として、⊕表示は子ども・子育て支援法に定める法定事業、**未来**表示は、大田区基本計画「おおた未来プラン10年」に掲げる事業です。53頁をご覧ください。75頁まで施策の展開を記述しています。続いて77頁をご覧ください。子ども・子育て支援法に関しての内容となっています。「ニーズ量」の見込みや「確保の方策」について記載をしています。例として82頁をご覧ください。保育サービス定員の確保で、2号認定(3～5歳)、3号認定(0歳、1・2歳)、他区からの受入の計が保育の確保に向けて整備していきます。表では、平成27年度は12,691人、平成28年度は12,630人となります。この計画を作った当初は人口推計により作っています。この人数分を作っていけばニーズに対応するようになっていましたが現実はどうかといいますと、平成29年4月1日現在の整備した定員は14,153人をかなり上回る整備をしております。ニーズ量の確保のため計画より多く整備した結果、平成29年4月1日現在待機児が572人とまだ追いついていないという現状です。当初作ったものと乖離している事業があります。プランの4頁に戻っていただきまして計画の期間について説明いたします。「子ども・子育て支援法では、平成27年度から5年を1期として平成31年度計画期間としています。東京都あるいは大田区を取りまく状況の変化や実際の乖離もあります。中間で見直しの年となっており、今年度見直しを予定しております。中間見直しにつきましては、第2回会議でお諮りする予定です。プランの説明につきましては以上となります。

【池上委員】 保育サービスの定員確保について、ニーズ量と待機児の話がありましたが、「0歳児」のことですか。

【事務局】 プランの確保量は、作った時点での人口推計で予想しています。実際の人口の伸び、予定、実際はどうかです。ニーズ量として「入所希望の申請数」が伸びています。当初を満たすニーズ量の整備をしているが、ニーズ量の伸びがあり結果として待機児が発生しています。

6 議事

(1) 大田区子ども・子育て会議正副会長選出

【事務局】 次第に沿って、ここからは議事になります。議事1「大田区子ども・子育て会議の会長・副会長の選出」でございます。大田区子ども・子育て会議条例第5条に基づきこの会議の委員の皆さまの中から選出をお願いしたいと思います。規定では委員の互選によることとなっております。どなたか、ご推薦いただければと存じますが、会長はいかがでしょうか。

【斎藤委員】 澁谷委員を推薦します。昨年度も会長をされています。澁谷委員は、家庭福祉がご専門で、ほかの自治体の計画策定にも携わっていらっしゃる学識経験者の澁谷委員を会長に推薦します。

【事務局】 はい、ありがとうございます。澁谷委員を会長にとのご推薦をいただきました。皆さま、いかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】 それでは、会長は澁谷委員をお願いしたいと存じます。続いて、副会長ですが、いかがいたしましょうか。

【事務局】 ご指名の提案がないようですので、澁谷会長からのご指名ということでよろしいでしょうか。

【澁谷会長】 前期から引き続きご参加いただいております、平石委員をお願いしたいと思います。

【事務局】 副会長、平石委員とのご指名でございます。副会長は、平石委員をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】 ありがとうございます。会長には澁谷委員、副会長には平石委員が選任されました。それでは、澁谷委員は会長席へ、平石委員は副会長席へ移動をお願いいたします。

【事務局】 それでは、澁谷会長、平石副会長に一言ずつご挨拶をいただきたいと存じます。

【澁谷会長】 会長にご指名いただきました澁谷でございます。よろしく願いいたします。

大田区に限らず、多くの区で学識経験者が会長や議事の進行をしているようです。直接利害が無いところで、委員の皆さまの意見をいただいて「子ども・子育て施策」がより多方面により

優れたものになるようにという主旨かと思えます。できるだけ皆さまのご意見が広く出されるよう進行に努めてまいります。宜しくお願いします。

【平石副会長】引き続き、副会長になりました平石です。私も、2年間子ども・子育て会議に出席してきましたが、まだまだ勉強不足という感想を持っています。いろいろな部分の中で、民生委員として学校関係、幼稚園関係また保育園関係で関わりがあります。皆さまの意見を聞きながら会長に近づいていけるように努力してまいります。宜しくお願いします。

【事務局】ありがとうございました。会長が選任されましたので、これからの進行は会長にお願いします。

(2) 子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取

【澁谷会長】それでは、よろしくお願いいたします。これからの会議の進行をさせていただきます。委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、早速ですが、議事の2番目、子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】資料5についての説明

【保育基盤整備担当副参事】平成30年4月1日開設の保育施設・事業の確認に係る利用定員の意見聴取につきまして、ご説明させていただきます。資料5-1、こちらが総括表になっておりますので、ご覧ください。今回お諮りいただくのは、認可保育所3施設になります。1施設目は「(仮称)はぐはぐドンキ adobenture 保育園」です。山王三丁目6番3号のドン・キホーテ大森山王店の5階にあります。2施設目は、「(仮称)キッズラボ下丸子園」です。下丸子四丁目6番19号アビタシオンエムズ1階にあります。3施設目は「(仮称)ポピンズナーサリースクール南六郷」です。西六郷三丁目1番1号にある施設です。利用定員等は、個別の施設概要で説明いたします。

続きまして、資料5-2により説明いたします。1施設目は「(仮称)はぐはぐドンキ adobenture 保育園」は、6月開設になります。初年度の定員は、0歳児6人、1歳児10人、2歳児11人、3歳児11人、4歳児8人、5歳児4人計50人となっています。次年度以降、持ち上がりがあり4歳児11人、5歳児8人の予定となります。その後は、0歳児から順に、6,10,11,11,11,11の60人の定員になる予定です。園庭は代替園庭として、山王三丁目児童公園を指定しています。2施設目は、「(仮称)キッズラボ下丸子園」は、7月の開設予定です。0歳児6人、1歳児8人、2歳児8人、3歳児8人、4歳児0人、5歳児0人計30人となっています。次年度以降、持ち上がりがあり3年後は、0歳児から順に、6,8,8,8,8,8の46人の定員になる予定です。園庭は代替園庭として、下丸子余情児童公園を指定しています。3施設目は「(仮称)ポピンズナーサリースクール南六郷」は、10月開設になります。初年度の定員は、1歳児9人、2歳児9人、3歳児13人、4歳児13人、5歳児13人計57人となっています。園庭は代替園庭として、西六郷三丁目公園を指定しています。説明は以上です。

【澁谷会長】 ただいまの説明につきまして、委員の皆さまからご質問、ご意見などございましたら
お願いいたします。

【池上委員】 認可保育所、西六郷三丁目のもの0歳児が定員0だがいかがなものでしょうか。

【保育基盤整備担当副参事】 区は、育児休業制度等を利用し、0歳児はなるべくご家庭で親子の絆
を深めていただきたいと考えています。そのため1歳児から定員設定したいと考えているところ
ですが、実際すべての方が育児休暇を取れる環境になく0歳児保育ニーズもあることから、
0歳児からの定員設置の園も設けています。

【池上委員】 西六郷地域で、0歳児のニーズはないのか。調査はされているのですか。

【保育基盤整備担当副参事】 各地域で0歳児保育ニーズはあることから、必要に応じて近隣の施設
を利用していただきたいと考えています。

【西川委員】 認可保育園が増えることは喜ばしいことです。園庭がない施設がふえているように印
象を受けます。区は、どのように考えていますか。

【保育基盤整備担当副参事】 ベストな保育のあり方として、園庭がしっかりあってそこで遊ばせる
ことが望ましいと考えております。ただ、待機児童の解消となりますと、できるだけ先ず保育
人数の確保をさせていただきたいと考えています。園庭として近くの公園を利用していただく。
あるいは近くにある保育園の園庭をかしていただいている状況にあります。

【西川委員】 0歳児、1から2歳児程度までは、さほど園庭が大きなくて良いと思いますが。幼
児になってきた段階では、人数は少ないなどの印象を受けましたが、集団生活のことや体を動
かすことなど気になって質問しました。

【澁谷会長】 公園が混雑していることは、大田区に限らず広くみられることと思われる。定員の問
題とは別に、子どもが安全に遊べる環境があることをご留意いただきたいと思います。

【池上委員】 認可保育所の場所を選んでいる背景があるかと思います。地域別に、人口の増加率を
加味したり、保育所のあらたな開所の計画や空き地活用などの観点から増やすことなど、今の
計画を説明ください。

【保育基盤整備担当副参事】 待機児童は、区内全域で広くあり、特に多い地域では、馬込地区 調
布地区があります。そのような所を重点に、事業者からの提案もありますが、区から事業者に
提案し開設を促しているものがあります。それだけでは補えないところもあり、空き地につい
ても積極的に活用し整備を進めている状況にあります。

【内山委員】 園庭について、地図を見ると、小・中学校が近くにあるが、校庭開放するアイデアはないですか。

【保育基盤整備担当副参事】 学校施設は、まずは学校の児童が優先になります。代替園庭は、「水飲み場」「手洗い場」があるような施設、「トイレ」もあわせてあることとしています。現在、区立の公園を中心にさせていただいております。

【内山委員】 学校は広いし、協力しあっても良いのではないかと思います。

【幼児教育センター所長】 学校の施設に関する質問にお答えします。学校は、日中はほぼ全部、午後3時すぎまで授業をし、そのあと「放課後子ども教室」夕方は、団体等が使用している状況にあります。区内の小・中学校の中で保育園児が利用することは、今のところないのが現状です。

【池上委員】 実態はないとの説明がありました。私の家の前に学校はありますが、時間帯が空いているような気がします。

【教育総務課長】 その件につきましては、今後の検討課題であります。

学校として、「必ずカリキュラムが空いている時間があります。その時間を約束し保育園児が校庭を利用する。」と行くまでには、相当調整が必要になってくるかと思っています。そのため学校施設の有効活用については、今後の課題とさせていただければと思います。

【広川委員】 1つの園に対して、1箇所の代替園庭と決めなければならないと思っています。それ以外の公園に行く。例えば、多摩川の土手の利用することは、園の判断で可能ですか。

【保育基盤整備担当副参事】 代替園庭として、申請上は1箇所指定していただきます。実際混み合っているとき、近くの公園、近くの保育園の利用もあります。臨機応変に活用させていただいている状況にあります。

【広川委員】 例えば、通学路を外れてしまうと保険からも外れてしまいます。園児のお散歩コース、代替園庭以外のいろいろな場所の利用でも保障されていくのでしょうか。

【子育て支援課長】 代替公園は、決めなければいけないものです。代替園庭について、例えば事故の際補償はないのかとの意見ですが、すべて保険に入っております。きちんと対応できる状況にあります。

【広川委員】 子どもが、保育園で保育士のお世話になり、日常生活のことも学んでいます。代替園庭に限らず、いろいろなところに行くことは良いことだと思います。区として、安全面の確保を見てほしいと思います。

【園田委員】 まず、園庭について東京は実情と地域の関係から「はこもの」を増やすことはやむを得ないと思います。報道でもご承知のことですが「園児が公園を占拠しうるさい。」との意見が増えて来ると予想され、それに対するケアを区はどのようにするのかお聞かせください。

【子育て支援課長】 「子どもの声が騒音」などとショッキングな見出しの記事も見受けられます。各保育施設に行っていることは、「日常から近隣の方と情報交換しただけ理解をしていた。」ことをお願いしています。騒いで問題の場所については園も承知しています。お散歩コースをできるだけ避ける努力をしています。広めの公園では、積極的に低年齢児が良く遊べるよう遊具を、パイロットで準備し、周辺の園が来ているようです。時間帯が重なった時は、園同志がうまくコミュニケーションを取りながら調整し、譲り合いながら進めていると聞いています。また、周辺の保育園が地域会議を開催し、課題にしなごら、施設側の調整は勿論のこと、近隣への気配りをしながら進めている状況です。

【池上委員】 キッズラボ下丸子園とポピンズナーサリースクール西六郷保育園は、多摩川の土手に近いところにあります。土手は広いし伸び伸び遊びやすい環境があります。少し整備して、公園のようにできないものではないのでしょうか。

【子育て支援課長】 多摩川に近いところの園は、積極的に利用している状況が見受けられます。多摩川河川敷には、野球場などがあり、明確に作るには様々な調整事項があると思います。今日のところは、貴重な意見として伺っておきたいと思います。

【澁谷会長】 園庭について、多様な意見をいただきました。子どもを安全に遊ばせることも大きな課題かと思ひます。現実に対応できること、そうでないことも出ていると思ひます。法第 31 条の調査審議は、毎回の会議でもでてくると思ひます。委員の懸念・アイデアなどを踏まえ精査していただき、必要な情報提供につなげていっていただきたいと思ひます。それ以外にご意見はござひませんか。

【池上委員】 「キッズラボ下丸子園・1歳」のところ、利用定員について、基準と計画人数が近い人数になっています。基準だから、もう少し大きくしてもよいのかと思ひました。設計で小さくなった時、人数に変更は生じないのですか。

【保育基盤整備担当副参事】 全体的にこじんまりしたところを改修しています。基準を満たすように工夫し設計をしています。そのため、基準と定員の人数が近い状態になっています。

【澁谷会長】 今の追加であった建物についても大事な問題で、質問も、踏まえて承認していただきたい。全体として意見はありますか。無いようでしたら、次へ進みます。

7 情報提供

【澁谷会長】 続きまして、7の情報提供について、事務局から説明をお願いします。

【子ども生活応援担当課長】 福祉部子ども生活応援担当石川でございます。大田区における子どもの貧困対策の計画につきましては、子ども家庭部をはじめ、健康政策部、教育委員会事務局など関係部局と連携し、策定してまいりました。本年3月、「おおた 子どもの生活応援プラン」として計画をとりまとめることができました。本日は、お手元にお届けいたしました普及版により、これまでの経過と、概要、今後の方向性について、約10分程度、お時間を頂戴して、ご説明いたします。お手数をおかけしますが、ご一緒にご覧くださいますよう、お願い申し上げます。

普及版の1ページをご覧ください。タイトル下にありますリード文の1段落目を読んでみます。

『厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、平成24年時点の子どもの相対的貧困率は16.3%、約6人に一人の子どもが相対的貧困の状態にあり、先進国の中でも厳しい状況であるとされています』とあります。この「相対的貧困」について、少しお話させていただきます。

「貧困」という言葉からすぐに連想しやすい状態、明日食べるお米もない、住まう家もない、寒さをしのぐ上着もないといった状態、これらはいわゆる「絶対的貧困」の状態にある、といわれます。区民説明会では、戦争当時を思い浮かべる方もいらっしゃいました。絶対的貧困は、目に見える形で困難な様子がわかります。これに対して相対的貧困とは、非常に見えにくい、当事者たちも隠したがる「人が尊厳を持って生きるために必要な、その社会に相応の生活レベルが維持できない状況」を言います。日本をはじめとする先進国では、社会保障制度が整っていることから、命に関わる絶対的貧困はない前提で、「相対的貧困」の視点で貧困問題を捉えております。

ここでいう相応の生活レベルとは、大人の例でお話しますと、衣食住だけではなく、地域社会で必要なお付き合い、たとえば、冠婚葬祭の出席や、学校行事への参加、同窓会への出席なども含みます。こういったお付き合いができないという状況は、一度や二度は誰にでもある、珍しいことではありませんが、回が重なりますと、だんだんお声もかからなくなり、どんどん人間関係が希薄になっていきます。さらには誰からも必要とされない、自分の存在を承認してもらえない状況に陥り、どんどん社会の外側へ押しやられていきます。

これを子どもで考えますと、たとえば友達と一緒に行く海水浴イベントを例にしてみます。この場合、参加費、電車賃や海で遊ぶおこづかいなどがかかります。また、ほかのお友達が持っているような小物などもそろえたいと思うかもしれません。しかし、それらが準備できず、あきらめる場合です。これは必要な物が買えず、行けなかったというだけではありません。友達と一緒に出かけることで得られるはずの仲間意識や、現場でしかできない体験、また、引率してくれる保護者以外の大人との関わりなど、多くの経験も剥奪されてしまうということです。このような状況が続く結果として、自分の発言や行動に自信が持てない、自己肯定感が低い、人とうまく付き合えないなどの課題が生じてくる恐れがございます。その子どもが大人になり、自分の子どもを持ったとしても、子どもに与えられるべきものや経験がわからない、ものや経験が剥奪された状況というのは、高い確率で連鎖しやすいといわれます。これがいわゆる貧困の連鎖です。

こうした事を踏まえ、次の段、本プランの掲げる「区のめざす姿」でございますが、

『子どもたちの将来が その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域力を活かし 必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもたちが自分の可能性を信じて 未来

を切り拓く力を身につけることをめざします』といたしました。相対的貧困に陥るリスクを少なくし、現在陥っているとしても、その影響を最小限にしていくことが重要です。しかし、行政サービスだけで子どもの心を支え、はぐくむことは困難です。

そのため、大田区は、地域の皆さまと手を携え、互いを認め、助け合うことにより、子どもたちが未来を切り拓いていける地域社会の実現をめざしてまいります。

なお、文中の、「教育の機会均等」にある教育とは、学校教育だけをさしているのではなく、家庭教育や地域での経験・体験などを含めた「子どもの成長に必要なすべての学び」の機会を提供することとご解釈ください。

次に、計画の基本的考え方です。子どもの貧困対策では、子どもの基本的人権である「子どもの生存、発達、保護、参加」を社会として保障していくことが重要なことから、まずは、子どもに視点を置き、またその際の4つの視点、気づき・見守る体制づくり、切れ目のない支援、貧困の連鎖を断ち切る、総合的対策の推進により、生活実態を踏まえた取組を進めてまいります。なかでも特に重要な視点は、「気づき・見守る体制づくり」でございます。

「外から見えにくい」状況が、最初の障壁となり、子どもの貧困問題への対応を困難にしているともいわれております。早期発見・早期対応が、子どもと保護者の孤立や、問題の深刻化を防ぐことにつながると考えております。そのためにも、地域の皆さまにも、このプランと、関連施策について、御理解をいただくことが、まず重要であると考えております。

こうした視点を持ち、「子どもの貧困」を、地域共通の課題として捉え、区民・企業などとも積極的な連携しながら、地域においては、すべての子どもたちが地域社会から切り離されないよう、社会的に包み込むような支援「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」を実践してまいります。社会的包摂は、本プランにおける最も重要な考え方として位置づけております。この普及版にもコラムを掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

続いて、ページをおめくりいただき、見開き左側から、区の子どもとその家庭の状況について説明させていただきます。本プランの策定にあたっては、できる限り大田区の子どもとその家庭の状況を把握するため、3つの調査を行いました。

調査結果を分析していきますと、・世帯収入のほか、・家庭においては、衣食住の場面で課題が生じていること、・子どもにおいては、経済的理由で、子どもへの消費や外出・体験などの機会が限られている という状況が見えてまいりました。

そこで、私どもは、特に、「衣食住」という日常生活の場面で、課題が生じている家庭や、経済的な理由から、子どもに関する消費や外出・体験などの機会が限られている家庭において、「生活困難の度合い」がより高いのではないかと考えました。

下段の図が、区における「生活困難層」の定義でございます。要素1は、家庭から見た生活の困難、過去1年間に、生活必需品の購入や公共料金の支払い困難経験が、よくあった・ときどきあったと1つ以上回答した世帯。要素2は、子どもから見た生活の困難。アンケート項目の中で、子どもとの経験や消費行動、所有物に関する14項目のうち、3項目以上「経済的な理由で与えられていない」と回答した世帯。要素3は、世帯収入から見た困難全国の世帯年収から算出した一定水準額に満たない世帯、を抽出いたしました。その結果、3つの要素のいずれか1つ以上に該当する世帯＝生活困難層（21%）いずれの要素にも該当しない世帯＝非生活困難層（79%）と定義いたしました。

なお、私どもが定義した生活困難層は国の相対的貧困率の算出方法とまったく異なるので、日

本の子どもの相対的貧困率 16.3%と比較できるものではない、という点ご注意ください。

「生活困難層」という表現については、厳しい印象をお持ちの方もおられるかもしれませんが、生活困難層に該当した世帯の 80%が、「現在の暮らしが大変苦しい、または、やや苦しい」と回答したことから、課題をしっかりと認識するためにも、「生活困難層」と表現させていただいております。

また、図をご覧くださいと、3つの円は、完全に重なってはおらず、「困難を感じる」家庭は、必ずしも低所得の家庭だけではない、という状況が読み取れます。

家庭の経済は、相対的貧困の状況を創る最も大きな要素の一つではありますが、いわゆる低所得の家庭だけに注目しては、生活困難層は小さくなってはいかないのではないかと考えておるところでございます。

次のページ、見開き右側をご覧ください。区における生活実態調査の分析結果から見えた課題を整理したものです。図の矢印は、上から生活困難の状況がまず、保護者に影響を及ぼし、それがやがて、子どもの様々な分野に影響してゆく、様子を表しています。こうした様々な課題に対する施策の柱が、右ページの図でございます。本プランでは、「経験・学力」「生活・健康」「居場所・包摂」の3つの支援が特に重要と考え、柱立てをさせていただきました。

子どもとその家庭の支援につながる 130 の事業を体系付けてございます。

繰り返しになりますが、相対的貧困の状況は大変見えにくいのです。

本人たちが隠すからということも、大いにあります。その「隠す」という心理に配慮して、ここで掲載している施策は、貧困の子どもに焦点を当てたものではありません。すべての子どもを対象に施策を確実に推進していくことで、貧困の子どもをなくしようという方法をとっています。

次のページ、見開きで施策体系を掲載しております。左から、めざす姿、その姿を実現するための柱、各柱には、子どもとその家庭の自立に向けた支援分野ごとに施策をひも付けております。

7 ページ以降は、それぞれの柱ごとに解説しております。右の施策分野の赤い囲みが、対象事業でございます。再掲含めまして、139 事業でございます。終わりに、これからの取組について、普及版の裏面をご覧ください。4 計画の推進でございます。

まず、プランの推進体制ですが、国・東京都、他自治体とも、相互に情報提供や課題共有を行い、行政間の連携を強化してまいります。併せて、地域の代表や有識者を含めた推進体制を整備していきます。

初年度である平成 29 年度、福祉部では、大きく 4 つの取組を行います。1 つめは、生活実態調査の詳細分析を行います。2 つめは、区民・地域活動団体等への基礎調査です。子どもを支援する団体を中心に、活動内容を把握し、マッピングしてまいりたいと考えております。

【澁谷会長】 ただいまの説明につきまして、委員のみなさまからご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

【澁谷会長】 他の会議体で策定された計画ではありますが、当会議体に関連するものを随時提供していただいています。折角の機会です。ご質問はありますか。

【池上委員】 貧困の再生産とか。格差の再生産とかよく聞かれます。社会的に、親に金がない・子どもが教育を受けられない・食べられないといった事情があると思います。一方で、学習という観点で言うと、学校の先生を見て、どんどん授業のカリキュラムが増えすぎてお忙しいそうだと気づき、見守りと、先生の役割も大きいと思っています。一方で、先生の負担はどうかというと、とても忙しいにしている先生の姿を目のあたりにしています。(保護者の目線で)
例えば、名古屋市では、授業で教える先生とは別に心のケアをする方々を積極的に採用している。米国では、先進的にされているようです。大田区は、そういった検討をされているのかお聞きしたい。

【幼児教育センター所長】 ありがとうございます。「学校の教員が忙しいということが社会的話題になっており、先生たちはがんばっている。」こういう視点で、皆さまが先生たちを応援してくださっていることは、ありがたいと思っています。子どもの様子を見守る先生ですが、小学校の例で言いますと、担任の先生、音楽や家庭の先生、心理の立場で見守るスクールカウンセラー、特別支援教室が昨年度から各学校で立ち上げられ、週4日、先生ではないのですが専門員がサポートしています。

担任の教員以外に、特別支援員、生活活動支援員などのサポートを入れて、先生の負担軽減のため、取組んでおります。今後もやっていきたいと思っています。

【池上委員】 金銭的な事情があります。一方で学習の観点ではどうか。社会で気づき・見守りがあります。米国では、先生とスクールカウンセラーが同じ立場で1対1の割合でいる。調べてみるとすごいな。と思います。気づき・見守りの社会にあって、検討していただければうれしいと思っています。

【渡司委員】 子どもの生活応援プランの中で、生活困難層が21%とショッキングな数字に、皆さん驚いている方も多いと思います。肌感覚で感じたことで、地域に説明したとき、地域の方々がこのプランのデータに対して、どう感じているのでしょうか。説明の中で感じたことをお聞きしたい。

【子ども生活応援担当課長】 出前講座はこれからですが、区民説明会で出された意見として、生活の貧困から戦争当時をイメージされる方も多く「今はそんな子はいないだろう。」と、強くおっしゃる方も少なくありませんでした。そこで、序論で説明した、生活貧困層の3要素について、少しお話しています。世帯収入だけでなく、収入は一定水準には達していますが、親が忙しくて、子どもが一人ぼっちであったり、十分な目がかけられなかったり、小食であったり栄養が偏っている家庭もあるのではないかと。説明の際、3つの要素の設定理由をお話いたしますと、「そういう家庭はあるかもしれない。」と、21%という数字にショックを受けている人は多いです。なお、東京都でも、同じようなアンケートを4区市で実施し、先日中間報告がありましたが、東京都の生活困難層は20.5%とほぼ同じ規模になっております。

大田区は、突出して失業率が高いこともなく、ネガティブな特徴があるわけでもなく、23区でも平均的なところに大田区は位置しております。

一見、特徴が無い大田区にも、やはり課題があるのかと感じたところです。

【渡司委員】 経験と言う観点から、大田区は生活困難層に着目したことで他の自治体が注目しているところだと思います。プランを策定された中で、考え方をどのように反映させていくかが大事かと思えます。遠足、3歳児健診、その他あらゆる場面で考え方のフィルターを通して、子どもたちの生活を見ていくことが今後の課題と考えています。

【子ども生活応援担当課長】 要素2の生活困難では、保護者を対象に聞いています。保護者が「十分に与えられていない」状況は、ここから認識できます。

一方、保育園、幼稚園、学校では、経験を補う行事や指導の機会を多く取り入れ、声かけをしているので、経験や機会が十分に与えられないままの状況にある子どもは少ないと思います。また、貧困の視点を取り入れて、既存の事業を推進していくよう庁内をお願いしています。問い合わせや関心も頂いております。引き続き、各部局と連携して取り組んでまいります。

【内山委員】 要素1・2・3と3つに分けています。要素1は、過去1年間の経済状況で買えなかった・支払えなかった経験がある。要素2は、経済的に与えられていないとする。と、なっている。すべて世帯収入から見た問題点になっている。3つに分ける意味がわからない。先ほど、生活困難者の中には、両親が忙しく十分な教育が受けられない方もいらっしゃる。その人たちは、この中に入らないと思うがいかがでしょうか

【子ども生活応援担当課長】 経済的理由からの側面ですので、基本的に経済的困窮の世帯になっています。世帯収入という要素の一定基準は、国の出している相対的貧困率の出し方を参考にしていますが、厳密に正しい収入金額ではなく、あくまで自己申告での収入です。世帯収入の要素に入らなくても、家計が逼迫している方は、別に分けて、要素としています。なお、両親が忙しくて塾に行けない場合は、この中に入っていないです。

ただし、そのような子に、引き続き目を向ける必要があるという意見が多く出ています。そうした子どもたちにも、引き続き目を向けていく必要があります。

【内山委員】 要素3は、絶対的貧困であって、要素1と2は、相対的貧困である。収入も多いが、ほかのところへの支出も多い。ということが含まれると思います。

【子ども生活応援担当課長】 要素2のみに該当する家庭には、収入も多いが支出も多い家庭も含まれていると考えられます。なお、絶対的貧困というと、世界銀行の定義では、1年間に7万円未満の生活収入レベルをさします。区が定義する世帯収入から見た生活レベルは、もっと上のところになります。

【園田委員】 生活困難層が21%というのは、データで指し示すと約4人に1人とビックリする。数字では、生活が逼迫している。就学援助を受けている家庭の率は、どれくらいかわかりますか。

【教育総務課長】 小学校でいうと、平成27年度実績で20,8%。中学校で32%の児童生徒が就学援助

を受けている状況にあります。

【園田委員】 石川課長から、大田区は特徴が無いと言われているが、大田区も地域によってかなり世帯収入が違うと思われる。平均でなれば 20%だと思ふ。ものすごく高い率の学校が多いと推測される。就学援助の率について、学校によっても差があると思ふ。

【教育総務課長】 地域ごとに、それぞれ数字にバラツキはあります。各学校の生徒の状況を見ながら、例えば学習支援とか、そういったことで支援をしています。例えば、低学力の児童・生徒のサポートしていくことを教育委員会としてやっていきたい。

【子ども生活応援担当課長】 相対的貧困率もそうですが、高いからいいのか、低いからいいのかとの議論が行われます。以前、阿部教授と、相対的貧困率について話す機会がありました。相対的貧困率が低い、貧困数が少ない。そのとき、貧困の状況にある人の孤立はどれだけ深いのか。周囲に同じような人間がいると、意外とお互い相談できたりする。そうすると、「今は貧しい。でも将来はがんばろう。」という気持ちになったりする状況が見受けられます。一方、周りに相談が出来ない人は、孤立感をより強く感じる。精神的負担が問題になってきています。一概に、地域差や世帯収入だけで、良い悪いは決められないことについて、改めて検討しているところですよ。

【池上委員】 同じ貧困率、収入が低い。子どもはどうか。子どもたちは、親の収入について小学校のときは、そんなに知らされていません。あの子は、ゲーム機を持っている。自分は買って貰えない。当たり前で、仕方がないと思っている。周りに就学援助を受けている人は、子どもたちもそういったネットワークで支えあえるのでしょうか。今の話は、親の話をされているのでしょうか。

【子ども生活応援担当課長】 ゲーム機を例に話しますと、大田区の子どもたちに調査したところ、「ゲーム機を持っている・もっていない。」という話に、生活困難層・非生活困難層に差はなく 8 割以上が持っている。携帯の所持率も、あまり変わらない。持ち物には差は無い。見えないうちにあります。帰宅後、塾にいけるか。ご飯の量が少ない・野菜を食べる頻度が減っていく。などで差がわかるということはありません。

【池上委員】 ご飯の量が少ない。という話が出ましたが、給食費の支払いはどうですか。給食費を支払えない。とか、生活困難者・就学援助者に対するチケットでの対応など検討されていますか

【森岡課長】 給食費は、就学援助制度では、給食費も全額補助の対象になっています。収入によりますが、就学援助を受けているので、就学援助受給世帯であれば基本的に給食費を滞納している人はいないと考えています。

【澁谷会長】 ありがとうございます。活発な議論がされました。ウェブサイトで調査結果も出てお

り、大田区のことを勉強していきたい。こんな会議にしたい、話題を取り上げたいという意見を、委員全員から出してもらうことが出来なかったが、今後、2回3回の会議の中で、いろいろな話題、質問、意見などをいただきながら、区の施策に反映していただきたいと思います。

【澁谷会長】 それでは、事務局より事務連絡があればお願いします。

【事務局】 次回の会議は、7月21日（金）を予定しております。開催通知につきましては、改めて委員の皆さまにお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。また、会議の傍聴についてですが、事前申込みによる保育の実施を予定しています。区報・ホームページでお知らせいたします。以上でございます。

【澁谷会長】 これをもちまして、平成29年度第1回大田区子ども・子育て会議を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。